

設計業務委託契約書(案)

設計業務名 鹿児島大学(桜ヶ丘他)歯学部講義実習棟等エレベーター新設その他設計業務
(建築・設備)

業務委託料 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円也)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。

建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

発注者 国立大学法人鹿児島大学契約担当役事務局長 田頭 吉一 と受注者
との間において、上記の設計業務について、上記の業務委託料で、
次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

第1条 受注者は、別冊の設計業務仕様書に従い、設計業務を完了するものとする。

第2条 設計業務は、 において実施する。

第3条 設計業務の着手時期は、令和 年 月 日とする。

第4条 設計業務の履行期限は、令和4年 3月18日とする。

第5条 契約保証金は、納付する。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条 業務委託料 (前払金を含む。) は、2回に支払うものとする。

第7条 完了通知書は、国立大学法人鹿児島大学施設部企画課総務係に送付するものとする。

第8条 業務委託料 (前払金を含む。) は、国立大学法人鹿児島大学宛て(施設部企画課総務係)に送付するものとする。

第9条 業務委託料については、金 円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日から翌々月の25日までに支払うものとする。

第10条 設計業務完了後の支払いについては、完了検査後、請求書を翌月の7日までに送付するものとし、当月の25日までに支払うものとする。

第11条 受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否

かを問わず、受注者は、業務委託料（業務委託料の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業団体（以下、「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料の10分の1に相当する額のほか、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 6 第1項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 7 受注者は、この契約に関して、第1項及び第2項各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第12条 別記の設計業務委託契約基準第34第6項、第50第1項、第50第3項、第52第2項中の遅延利息率は、「年2.5%」である。

第13条 この契約についての一般的約定事項は、国立大学法人鹿児島大学会計規程、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則及び国立大学法人鹿児島大学設計・工事監理業務委託等契約要項によるものとする。

第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 鹿児島市郡元一丁目21番24号
国立大学法人鹿児島大学
契約担当役事務局長

田 頭 吉 一

受注者

※契約締結時、業務委託料の支払回数について受注者と協議する。

上記（案）は、業務委託料を前払金及び完成払の2回に支払う場合として記載しているため、請負代金を完成払の1回に支払う場合は、下記のとおり変更するものとする。（下線部は、変更箇所を示す。）

（書換箇所及び内容）

第6条 業務委託料は、1回に支払うものとする。

第8条 業務委託料の請求書は、国立大学法人鹿児島大学宛て（施設部企画課総務係）に送付するものとする。

第9条 <削除>

第10条 → 第9条

第11条 → 第10条

第12条 → 第11条

第13条 → 第12条

第14条 → 第13条

上記（例）は、契約保証金を金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結を行った場合を記載しており、契約保証金を現金で納付する場合については、下記のとおり変更するものとする。

（書換箇所及び内容）

第5条 契約保証金は、〇,〇〇〇,〇〇〇円を納付する。